

経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
令和7年12月25日
午前10時00分 解禁

担当	労働基準部 賃金室 室長 川部 竜喜 室長補佐 本間 徹 電話 075-241-3215
----	---

京都府特定（産業別）最低賃金（1業種）の改正決定について

～令和8年1月24日から効力が発生します～

京都労働局長（角南 嶽）は、令和7年11月26日に京都地方最低賃金審議会（会長 岩永 昌晃）から「京都府電気機械器具製造業最低賃金」の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について答申を受け、本日（12月25日）、答申どおり改正する旨の決定を行い、官報公示しました。

決定した1業種の京都府特定（産業別）最低賃金は、令和8年1月24日から効力が発生します。

なお、府内のすべての事業場で働く労働者に適用される「京都府最低賃金」は、令和7年11月21日から時間額1,122円に改正されています。

1 京都府特定（産業別）最低賃金の改正状況

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	改正前	引上額	引上率	効力発生年月日
電気機械器具製造業 最低賃金	時間額	1,136 円	1,074 円	62 円	5.77%	令和8年1月24日

金属製品製造業最低賃金	時間額	1,122 円	京都府最低賃金を上回っていないことから、京都府最低賃金時間額1,122円が適用されます。	令和7年11月21日
はん用・生産用・業務用機械器具 製造業最低賃金				
輸送用機械器具製造業最低賃金				
各種商品小売業最低賃金				
自動車（新車）小売業最低賃金				



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は 令和7年1月21日 から

時間額

1,122

64円
UP↑

円

最低賃金制度とは？

- ・ 京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。
- ・ パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
- ・ なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、京都労働局ホームページをご確認下さい。

最低賃金を引き上げるための支援策はあるの？

- ・ 厚生労働省等では、最低賃金引上げを支援するための制度をご用意しております。
- ・ 支援制度の一覧を京都労働局ホームページに掲載しておりますので二次元バーコードからご覧ください。



- 業務改善助成金について
- キャリアアップ助成金について
- 賃金引き上げ特設ページについて
- 年収の壁・支援強化パッケージについて
- 京都働き方改革推進支援センターについて
- その他各種支援について

最低賃金との比較方法

労働者の1時間単位の賃金額を、最低賃金額と比較します。

① 時間給制の場合 ➡ 時間給 \geq 最低賃金額

② 日給制の場合 ➡ 日給額 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額

(補足) 日給制で日によって所定労働時間数が異なる場合、「日給額 \div 1週間における1日平均所定労働時間数」で計算された数字を1日の所定労働時間とします。

③ 月給制の場合 ➡ 月給額 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

【例】年間所定労働日数 252日、所定労働時間 1日8時間、月給185,000円の方の場合

・年平均1か月所定時間数は 168時間(計算方法: 8時間 \times 252日 \div 12)となります。

・③の式へ当てはめると、時間単位の賃金は、

「月給額185,000円 \div 1か月平均所定労働時間168時間 = 1,101.19…円」となります。

したがってこの場合は、京都府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反しています。

④ 出来高払制その他の請負制(歩合制等)によって、定められた賃金の場合



出来高払制その他の請負制に \div 当該賃金計算期間に出来高払制その他の
よって計算された賃金の総額 \div 請負制によって労働した総労働時間数 \geq 最低賃金額

最低賃金から除外される賃金

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金など)

④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【最低賃金制度に関するお問い合わせ】

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

※最低賃金に関する労働相談につきましては事業所を管轄する監督署がお問い合わせ先となります。

京都上 労働基準監督署 TEL 075-462-5112

京都下 労働基準監督署 TEL 075-254-3196

京都南 労働基準監督署 TEL 075-601-8322

福知山 労働基準監督署 TEL 0773-22-2181

舞鶴 労働基準監督署 TEL 0773-75-0680

丹後 労働基準監督署 TEL 0772-62-1214

園部 労働基準監督署 TEL 0771-62-0567



最低賃金制度のマスコット

チェックマン

令和7年度 京都府の最低賃金

京都府最低賃金	時間額 1,122円 (令和7年11月21日発効)	京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、京都府内のすべての使用者および労働者に適用されます。 パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
---------	--	---

次の特定（産業別）最低賃金は、日本標準産業分類による当該産業の「基幹的労働者」（適用除外の労働者を除く労働者）に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	時間額	適用除外の労働者(京都府最低賃金が適用されます。)
電気機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (日本標準産業分類) E28, E29, E30, L7282(一部除く)	1,136円 (令和8年1月24日発効)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○主として下記業務に従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務

金属製品製造業、はん用・生産用・業務用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、自動車（新車）小売業最低賃金については、京都府最低賃金を上回っていないため、令和7年11月21日から京都府最低賃金時間額（1,122円）が適用されます。

○備考

- ・発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ・支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。
- ・各種商品小売業の業種分類は平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいています。

○ホームページのご案内

- ・各種最低賃金の詳細
- ・全国の最低賃金表
- ・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援策
- ・最低賃金関係統計情報
- などをご紹介しています。

詳しくは右の二次元バーコードから。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

○お問い合わせ

京都労働局労働基準部賃金室（TEL 075-241-3215）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112
福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181
園部 労働基準監督署 TEL 0771-62-0567

京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196
舞鶴 労働基準監督署 TEL 0773-75-0680

京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322
丹後 労働基準監督署 TEL 0772-62-1214